

平成30年度 就学支援補助金

評価表 NO.

2

所管部課名	企画政策部 企画政策課		担当者	下大迫 悠				
事務事業名	大学就学支援補助事業							
根拠法令	薩摩川内市就学支援補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	9,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 9,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助金の交付件数		70件		平成31年度			
成果指標②	市内在住者の市内大学等への進学者数		70人		平成31年度			
補助対象者	本市に所在する大学に入学したもので、入学時点において3年以上市内に住所を有しているもの							
補助対象経費	補助対象者が大学に支払った入学金にあたる金額							
補助対象事業・活動の内容	大学就学に係る経済的負担の軽減を図り、本市に所在する大学への就学を促進する							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	入学金1名あたり（ことばと文化学科 15万円、こども学科 25万円、健康栄養学科 30万円、看護学科 35万円）							
上記項目の積算方法	入学金の領収書及び、大学の発行する入学金の納入証明書							
補助を受ける 事業の決算状況 等の 特記すべき事項等	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			3,400,000	100.0%	8,100,000	100.0%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		3,400,000	100.0%	8,100,000	100.0%
	支出	事業費			3,400,000	100.0%	8,100,000	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
計		0		3,400,000	100.0%	8,100,000	100.0%	
支出計/前年度支出計						238.2%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				12		28		
成果指標の推移①				12		28		
成果指標の推移②				12		28		
特記すべき事項等	【前回評価】特になし 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】鹿児島純心女子大学による入試広報、市内高校への周知活動 【費用対効果】特になし 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市に所在する大学への就学を支援することで、大学進学時の若年層の人口流出を抑制し、さらには地域に残る若者が増えることによって地域の活性化が図られる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	大学就学に係る経済的負担の軽減を図ることで市内大学への就学を促進する。また、本市の課題の一つである若年層人口の流出を抑制する上で必要である。ただし、就学支援による人口流出の抑制は、市内の他の大学等でも同様の効果が得られるため補助対象者への拡大は課題である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民の大学就学の促進に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	大学就学の支援であり、活動に対する補助事業と異なる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額は、入学金の額としており、適切と考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	入学金に対する補助であり、各補助対象者につき1回を限度としている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助対象者である大学生は、市民として地域の行事等のボランティア活動に積極的に参加するなど、地域の活性化にも寄与している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助制度が最も適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象額は、明確に規定されており、市民の市内大学への就学を促進するものとして、妥当だと認められる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 経済的負担の軽減による若者流出の抑制を更に進めるため、補助対象の要件を拡充する必要がある。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 制度改正による、補助対象の拡充。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈まとめ〉

薩摩川内市就学支援補助金交付要綱

平成28年 3 月 3 1 日
薩摩川内市告示第180号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市就学支援補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、大学就学に係る経済的負担の軽減を図り、本市に所在する大学への就学を促進することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日以降において、市内に所在する大学に入学した者
- (2) 大学の入学時において、市内に引き続き3年以上住所を有している者
- (3) その者又はその同一世帯の者が市税等の滞納者でないこと。
- (4) その者又はその同一世帯の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が大学に支払った入学金の額とし、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大学に入学した年度の5月1日から起算して3箇月以内に、薩摩川内市就学支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（申請者本人のもの）
- (2) 大学の発行する在学証明書
- (3) 入学金を支払ったことを証するもの
- (4) 市税等の滞納がない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 対象者が未成年である場合には、法定代理人の承認を得て申請しなければならない。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を行うことが適当であると認めるときは、申請者に対して薩摩川内市就学支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市就学支援補助金請求書(様式第3号)により、当該補助金の交付を請求することができる。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

(成果)

第10条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市に所在する大学への就学促進とする。

(見直しの期間)

第11条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第12条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、補助対象者数を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費(入学金)	人件費	その他		
1	鹿児島純心女子大学ことばと文化学科 入学者1名	150,000			150,000	150,000			150,000	
2	鹿児島純心女子大学こども学科 入学者10名	2,500,000			2,500,000	2,500,000			2,500,000	
3	鹿児島純心女子大学健康栄養学科 入学者10名	3,000,000			3,000,000	3,000,000			3,000,000	
4	鹿児島純心女子大学看護学科 入学者7名	2,450,000			2,450,000	2,450,000			2,450,000	
合計		8,100,000	0	0	8,100,000	8,100,000	0	0	8,100,000	